

平成29年1月25日

農地法第52条に基づく賃借料情報の提供

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）が平成21年12月15日に施行されたことにより農地法が改正されました。それに伴い、今までの標準小作料は廃止されました。

そこで小鹿野町農業委員会では、平成29年1月25日開催の農業委員会総会において、過去の賃借データ等を基に、地区・農地区分ごとに整理し金額を算出しましたので、下記のとおり農地の賃借料情報の提供を行います。

小鹿野町の賃借料情報 平成29年1月総会承認 1月公表 (10aあたり)

市町村名	田の部			畑の部		
	上田	中田	下田	上畑	中畑	下畑
小鹿野町	13,000円	9,000円	6,000円	10,000円	7,000円	4,000円

上：土地改良事業実施等優良農地

中：上、下以外の農地

下：日照、傾斜、接道等要件悪地

(町内では、昨年、賃貸借契約が結ばれた契約は僅かだったため、近隣市町の賃借料情報、従前の標準小作料も参考に算出。)

※この金額は目安です。実際に契約を締結しようとするときは、契約当事者間で十分に話し合っ
て金額を決定してください。